

# 交信証及び受信証の転送取扱規程

## (目的)

第1条 この規程は、規則第16条第1項及び第2項の規定に基づき、連盟が受理することのできる交信証(以下 QSL カードという。)及び受信証(以下 SWL カードという。)の規格並びに転送方法等について定めることを目的とする。

## (QSL カード)

第2条 QSL カードの交信証明欄には、必要な交信データ(SWL カードには必要な受信データ)が記載されていなければならない。

## (QSL カード等の受理)

第3条 連盟が受理することができる QSL カード又は SWL カードは次のものとする。ただし、

(2) の外国の局にあてたものであって、当該国又は当該地域のビューローが閉鎖された等で送付できないエンティティについては Web 等で周知するものとする。

(1) 会員(賛助会員を除く。以下同じ。)から会員にあてたもの

(2) 会員から外国の局にあてたもの

(3) 外国の局から会員にあてたもの(会員が海外で運用した外国の局の呼出符号のものを含む。)

2 QSL カードを転送のため連盟に送付する場合は次のとおりとする。

(1) 会員にあてるものは、転送先コールサインのエリア順に、かつ、プリフィックスごとに昇順にまとめるものとする。

(2) 外国の局にあてるものは、転送先コールサインのプリフィックスごとに昇順にまとめるものとする。

(3) 准員にあてるものは、転送先准員ナンバーのエリア順にまとめ、第1号の次に重ねるものとする。

## (QSL カードの規格等)

第4条 QSL カードの規格等は次のものとする。

(1) 寸法及び重量は、長辺 14cm 以上 15cm 以下、短辺 9cm 以上 10cm 以下、重量 2g 以上 4g 以内であり、折り返しのないもの

(2) 転送先のコールサインは、読みやすい、太文字の、活字体で、別図1、別図2若しくは別図3の要領にしたがって QSL カードの上部又は転送先コールサイン記入枠内に記載されたものであること

2 QSL カードは、なるべく次のものとする。

(1) 転送先のコールサイン記入枠は、別図2及び別図3に定める寸法とする。

(2) 前号の記入枠は赤色の実線とし、赤色以外の場合は破線とする。

(3) 材質は、均質な1枚の紙であって、転送先コールサインの記載面の色彩は、全面が白色又は淡色であること

3 QSL カードの交信証明欄以外の記載内容は、次のものであってはならない。

(1) わが国の法律で禁止されているもの

- (2) 連盟が公序良俗に反すると判断するもの
  - (3) 広告等を主体としたもの
- 4 QSL カードに貼付することのできるステッカー及びシールは、次のとおりとする。
- (1) 材質は、第 2 項第 3 号を準用する。
  - (2) 貼付箇所は、転送先コールサイン記入枠以外の場所であること
  - (3) 容易にはがれなく全面を密着させたものであること
  - (4) 記載内容は、第 2 条に規定するもの並びに第 3 項を準用する。
- 5 次のものを連盟において受け付けた場合は、破棄することができる。
- (1) 第 2 条の規定に合致しないもの
  - (2) 第 1 項の規格に合致しないもの。ただし、外国の局から会員にあてたものは、この限りではない。
  - (3) 第 3 項の規定に類するもの。  
(QSL カードの転送)

第 5 条 第 3 条により受理された QSL カードで、会員にあてたものは会員名簿に記載された住所にあてて発送するものとする。

- 2 第 3 条により受理された QSL カードのうち、外国の局にあてたものについては、原則として毎月末に該当の IARU 加盟団体または連盟が認めた団体の QSL ビューローあてに発送するものとする。
- 3 会員名簿に記載されていない者にあてた QSL カードは、発送予定日から 3 カ月保管した後破棄するものとする。ただし、3 カ月以内に会員になった場合は第 1 項に従い、QSL カードを発送するものとする。

(手数料)

第 6 条 規則第 16 条第 3 項に定める手数料は、次のとおりとし、それぞれ年額として納めなければならない。

- (1) 異なる呼出符号（准員ナンバー）の国内局の場合
  - ア 会員登録をしている正員又は家族会員の呼出符号（准員の場合は准員ナンバー。以下同じ。）と異なる国内個人局の呼出符号の QSL カード（准員の場合は SWL カード。以下同じ）の転送を希望する場合の手数料は、異なる呼出符号一つにつき 3,600 円とする。
  - イ 会員登録している社団会員の呼出符号と異なる国内社団局の呼出符号の QSL カードの転送を希望する場合の手数料は、異なる呼出符号一つにつき 5,400 円とする。
- (2) 海外に在住する会員の場合
  - 海外に在住する正員が会員登録している呼出符号と異なる呼出符号にあてた QSL カードの転送を希望する場合の手数料は、4,500 円とする。
- (3) 会員に係る外国局の場合
  - ア 正員又は家族会員が海外で運用し、その外国の局の呼出符号（会員登録している呼出符号を基本に組み立てられたものを含む。）の QSL カードを日本国内から外国の局あてに転送する場合の手数料は、異なる外国の局の呼出符号一つにつき 3,600 円とする。なお、当該 QSL カードを国内会員のみに転送する場合の手数料は不要とする。

イ 会員が会員に係る外国の局の呼出符号の QSL カードを代行して転送する場合の手数料は、外国の局の呼出符号の一つにつき 3,600 円とする。

(4) 行事等に開設した特別な局の場合

第 1 号イの規定にかかわらず、会員登録している社団会員が、電波法関係審査基準で定められた「行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局」を開設し、呼出符号が 8 J 又は 8 N のプリフィックスで始まる特別な局の QSL カードの転送を希望する場合の手数料は、異なる呼出符号一つにつき 10,800 円とする。

2 前項において、正員あるいは家族会員が社団会員の QSL カードの転送又は社団会員が正員あるいは家族会員の QSL カードの転送を希望することはできない。

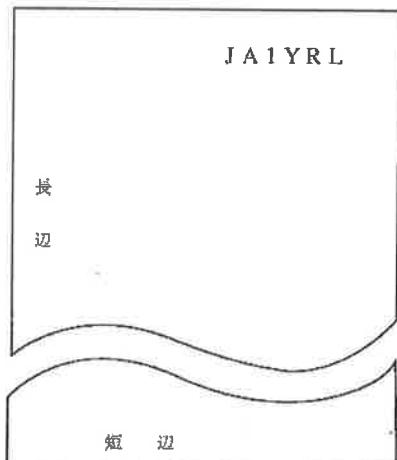
(その他)

第 7 条 SWL カードの転送の取扱に関しては、この規程を準用するものとする。

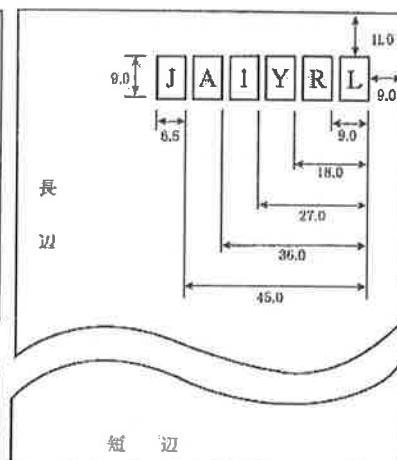
附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

別図1 宛先局コールサインの記載位置

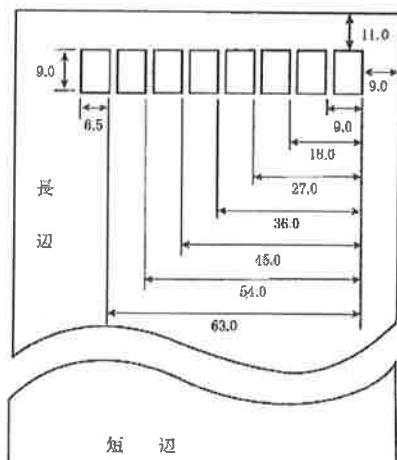


別図2 宛先局コールサインの記入枠



(数字の単位はミリメートル)

別図3 宛先局コールサインの記入枠



(数字の単位はミリメートル)

※コールサインは左詰めで記入